

◆◇ 補助対象経費 質疑応答集 ◇◆

新・元気を出せ商店街イベント事業補助金

商店街連携イベント事業補助金

商店街イメージアップ事業補助金

商店街装飾灯等維持補修事業補助金

足立区 産業振興課 商業振興係

令和8年2月

イベント事業補助対象経費

新・元気をさせ商店街イベント、商店街連携イベント事業補助金（あだちの花火）等

区 分	摘 要
イベントの周知を図るために要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	見本を提出すること（記録写真添付）
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の製作費	（記録写真添付）
抽選会券、福引券等の印刷経費	見本を提出すること
コピー代	理由の明らかではないコピー代は対象外
イベント会場の設営、運営等に要する経費	
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	（記録写真添付）
イベントの企画、運営の委託に要する経費	事業の全部委託は認められない
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
会場賃借料	
金魚すくい、輪投げ等のゲーム類を行うための経費	（記録写真添付）
抽選会や福引の景品の購入に要する経費	（記録写真添付） 景品単価 1 万円以下の部分 総額で 9 0 万円以下の部分 等級及び当選者を確認できるものを具備 不特定多数の者にあらかじめ周知が必要
イベント来場者に配布する記念品の購入に要する経費	不特定多数の者にあらかじめ周知が必要
大道芸やコンサート出演者等への出演料に要する経費	1 件当たり 1 日 1 0 0 万円以下の部分
イベント実施に要する諸経費	
賠償責任保険料、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む
道路使用許可手数料	
郵送料	郵券受払簿を添付すること
事業系一般ごみ処理手数料又はごみ処理券購入費	
上記経費に付随する経費	
イベント事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	東京都最低賃金（1 0 0 円未満の端数は切捨て）以内を原則とする 出勤簿（従事時間と従事内容が明らかなもの）と領収書が必要 支払う賃金は東京都の最低賃金を下回らないようにすること。
イベント事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人又は団体への謝礼	アルバイト代を支払っている者に対しての謝礼は対象外
事業実施に直接必要な備品購入費	備品台帳を具備
事業実施に直接必要な消耗品費	汎用性のある単なる事務用品は対象外
光熱水費	使用量が明確であること
イベントで使用した共有物のクリーニング代 ※借用物（例：法被、横断幕等）を含む	備品台帳を具備 ※借用物の場合、備品台帳は不要
撮影代	総額 1 万円以下の部分
振込手数料	

★注意事項

- * 各区分に掲げる細区分の事項は例示である。
- * 1 0 0 万円以上の経費については、3 社以上の複数業者からの見積書を提出すること。
- * 記録写真を必ず添付すること。（記録写真は周知の様子、会場設営風景、抽選会やゲームの様子・景品等の配布などの挙証資料として提出するもの）

* 景品やゲームの内容を周知するためのポスター、チラシ等を必ず添付すること。

光の祭典の連携イベント事業の補助対象経費

区 分	摘 要
イベントの周知を図るために要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	見本を提出すること（記録写真添付）
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の製作費	（記録写真添付）
コピー代	理由の明らかではないコピー代は対象外
イベント会場の設営等に要する経費	
装飾用電球等購入又はリース経費	（記録写真添付）
サイン作成・購入費	（記録写真添付）
オブジェ作成・購入費	（記録写真添付）
装飾等に係る設置・撤去費	
イベント実施に要する諸経費	
賠償責任保険料、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む
道路使用許可手数料	
上記経費に付随する経費	
撮影代	総額 1 万円以下の部分
振込手数料	

★注意事項

* 各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

* 100万円以上の経費については、3社以上の複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

* 記録写真を必ず添付すること（装飾用電球等の記録写真は、設置の前後を撮影すること）。

* 商店街が作成した企画書（開催目的、日時、イベントの具体的内容）を提出すること。

イベント事業 補助対象外経費

区	分
役員や来賓者等の特定の者に係る経費	
	飲食費
	記念品に係る経費
	案内状送付に係る経費
	行政機関に対する謝礼
	ボランティアに係る経費
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族に対して支出する経費	
	アルバイト賃金
	謝礼
	会議費
	飲食費
抽選会や福引の景品	
	景品単価が1万円を超える景品購入費
	総額で90万円を超える景品購入費
	現金、宝くじ、大型店の商品券購入費
	配布されていない景品購入費
イベント事業以外の商店街事業に使用できるもの	
	インターネットホームページの開設経費
	パソコンの周辺機器等の購入費
	備品の購入費
	文具等の購入費
イベント事業に直接必要のない経費	
	イベント期間外の賠償責任保険料、傷害保険料等
	総額1万円を超える撮影費
	広告宣伝費以外に係るコピー代

* 各区分に掲げる細区分の事項は例示である

商店街イメージアップ事業補助対象経費

区 分	摘 要
商店街のオリジナルキャラクター及びそのグッズの作成及びその広報宣伝費	記録写真を添付すること
商店街のロゴ、キャッチコピーの作成及びその普及を目的とした宣伝費	見本あるいは記録写真を添付すること
商店街の会員が着用するユニフォーム、半纏、帽子、腕章等の作成及び購入費	記録写真を添付すること 商店街名、商店街キャラクター、ロゴ等が記載されていること
商店街として設置するのぼり旗、横断幕、フラッグ、提灯等（設置に必要な器具等も含む）の作成、購入及びその設置工事費	記録写真を添付すること 商店街名、商店街キャラクター、ロゴ等が記載されていること
商店街が作成する商店街マップ、ステッカー、リーフレット、冊子等の作成及びその広報宣伝費	見本あるいは記録写真を添付すること 商店街名、商店街キャラクター、ロゴ等が記載されていること
不特定多数の来街者に配布する無料記念品の作成及び購入費	記録写真を添付すること 商店街名、商店街キャラクター、ロゴ等が記載されていること
上記経費に付随する振込手数料	

※申請の際に以下の提出が必要です。

- ① 事業実施の経緯や業者選定の経緯が分かる議事録
- ② 同一仕様による2社以上の見積書（100万円以上の場合は3社）

また、事業発注の際には仕様書を作成し、契約書又は請書などを取り交し、実績報告時に写しを提出してください。

商店街装飾街路灯等維持補修事業 補助対象経費

補 助 事 業	補 助 率 及 び 限 度 額	補 助 対 象 額	
ア ー ケ ー ド	改修（メンテナンス以外）事業	1事業あたり事業費の2/3以下 限度額2,000万円	①工事費 ②その他区長が特に認める経費
	補強（補修）事業	1事業あたり事業費の1/2以下 限度額200万円	①工事費 ②その他区長が特に認める経費
	撤 去	1事業あたり事業費の1/2以下 限度額200万円	①撤去工事費 ②その他区長が特に認める経費
ア ー チ 型 装 飾 灯	補強（補修）事業	1事業あたり事業費の1/2以下 限度額200万円	①工事費 ②その他区長が特に認める経費
	塗装塗替え等事業	1事業あたり事業費の1/2以下 限度額200万円	①塗装塗替え工事費 ②その他区長が特に認める経費
	撤 去	1事業あたり事業費の1/2以下 限度額200万円	①撤去工事費 ②その他区長が特に認める経費
	建替えに伴う撤去事業	1事業あたり事業費の1/2以下 限度額300万円	①撤去工事費 ②装飾灯等建替え工事費 ③その他区長が特に認める経費
	省電力化切替え事業	1事業あたり事業費の1/2以下 限度額200万円	①工事費 ②その他区長が特に認める経費
街 路 灯	補強（補修）事業	1事業あたり事業費の1/2以下 限度額200万円	①工事費 ②その他区長が特に認める経費
	塗装塗替え等事業	1事業あたり事業費の1/2以下 限度額200万円	①塗装塗替え工事費 ②その他区長が特に認める経費
	撤 去	1事業あたり事業費の1/2以下 限度額200万円	①撤去工事費 ②その他区長が特に認める経費
	建替えに伴う撤去事業	1事業あたり事業費の1/2以下 限度額300万円	①撤去工事費 ②装飾灯等建替え工事費 ③その他区長が特に認める経費
	省電力化切替え事業	1事業あたり事業費の1/2以下 限度額200万円	①工事費 ②その他区長が特に認める経費

- ・ 撤去については、区の街路灯管理を担当する所属と協議の上、決定すること。
- ・ 撤去する街路灯の存する町会・自治会の長又は防犯部長に了承を得ること。
- ・ 撤去工事は区の街路灯設置と同時に行うこと。

質疑応答 Q & A

Q & A 早見表

1 補助対象者

Q1 酒販組合や食肉事業共同組合など商店街を越える小売業の業種別組合等は補助対象となるか。	P14
---	-----

2 共催・実行委員会

Q2 町会等商店街以外の団体と共催でイベントを行った場合、補助対象となるか。	P14
Q3 運営委員会を設置して区民参加型の「夏まつり」を実施するが、補助対象となるか。	P14
Q4 実行委員会に分担金を拠出する場合は補助対象となるのか。	P14

3 補助率・補助限度額

Q5 イベント事業は、1商店街あたり1ヵ年度に申請できる回数の制限があるが、補助率及び補助限度額はどうか。	P14
---	-----

4 事業の内容変更

Q6 事業(イベント)の名称や内容を変更する場合はどうすればいいのか。	P14
-------------------------------------	-----

5 新・元気を出せ商店街イベント事業・商店街連携イベント

(1) 「事業周知」について

Q7 「広告宣伝事業のみ」、「フラッグ装飾のみ」といったイベント事業も補助対象となるか。	P15
Q8 イベント事業の一環として「商店街マップ」を作成した場合、イベント名を明記していないものでも補助対象となるか。	P15
Q9 チラシ・ポスター等を商店街で手作りする場合、用紙は補助対象となるか。	P15
Q10 イベントに合わせて商店街フラッグ、ユニフォーム等を製作する場合、どのようなものが補助対象となるか。	P15
Q11 イベントを円滑に実施するために商店街会員向けに発行する案内チラシ等は補助対象となるか。	P15
Q12 チラシ・ポスターに、補助事業と無関係な内容を掲載している場合は、補助対象となるのか。	P15
Q13 街区内でのイベントに加え、動画撮影をする場合は、補助対象となるか。	P16
Q14 イベントの周知として SNS を活用した場合は、補助対象となるか。	P16

(2) 「会場設営・運営委託」について

Q15 悪天候などでイベントが中止になった場合は、かかった経費は補助対象となるのか。	P16
Q16 警備委託等の経費は補助対象となるか。	P16

(3) 「景品・記念品」共通

Q17 抽選会や福引の景品、来街者に配布する記念品は事前に周知していなくても補助対象となるか。	P17
Q18 チラシ・ポスターを作成するとき、抽選会景品・記念品についてはどのように記載すれば良いのか。	P17
Q19 すでに抽選会景品や本数を記載したチラシなどを作成したが、後に抽選会景品や本数に変更があった場合、変更があった景品は補助対象となるか。	P17
Q20 景品・記念品としての供与を禁止している商品は補助対象となるか。	P17
Q21 イベント事業の景品(記念品)としてデジタル通貨・商品券等は認められるか。	P17

(4) 「景品」について

Q22 景品購入額の制限はあるか。	P18
Q23 単価12,000円の景品について、10,000円が補助対象で、残り2,000円が補助対象外となるのか。	P18
Q24 年間を通して行われる商店街のイベント(朝市、夕市等)に参加して集めるスタンプカード等を抽選参加や景品交換の対象としてもよいか。	P18
Q25 ポイントカードの満点カード等を利用して行うガラポン抽選会等は、補助対象となるか。	P19
Q26 景品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象となるか。	P19
Q27 景品について、「等級及び当選者を確認できるもの」が必要とのことだが、すべての当選者の名前や住所を確認することになるのか。	P19
Q28 ビンゴや抽選会等の景品として商店街が発行する商品券等は補助対象となるか。	P19
Q29 景品を実施主体である商店街の個店から購入する場合、その景品にかかる経費は補助対象となるか。	P19
Q30 抽選会の景品である「日帰りバスツアー」を引率する商店街関係者の交通費や飲食費は補助対象となるか。	P20
Q31 景品の当選者が商店街関係者の場合、その取扱いはどうなるか。	P20
Q32 景品に当選者が出なかった場合、景品の購入費用は補助対象となるか。	P20
Q33 配布実績の確認できない景品は対象外となるのか。	P20
Q34 「富くじ」という名称を商店街のイベントで使用することは可能か。	P20

(5) 「記念品」について

Q35 記念品購入額の制限はあるか。	P21
Q36 周知した数の記念品を用意したが全部を配布することができなかった場合、記念品の購入費用は補助対象となるか。	P21
Q37 記念品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められるか。	P21

Q38 模擬店用に購入した物品が余ったので来場者に無料配布したが、記念品として補助対象に含めていいか。	P21
Q39 経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える記念品は補助対象となるか。	P21

(6) 「謝礼・出演料・使用料・賃金」について

Q40 チラシ・ポスター・抽選引換券等の作成・印刷を関係者の友人に依頼した場合、その謝礼は補助対象となるか。	P21
Q41 イベント実施の際、近隣住民等に対する迷惑料は補助対象となるか。	P22
Q42 行政機関に対する謝礼は補助対象となるか。	P22
Q43 公立学校のサークルや部、クラブに出演のお礼として謝礼を渡す場合、補助対象外となるのか。	P22
Q44 イベント実施に際し、近隣挨拶用の手土産は補助対象となるか？	P22
Q45 イベントに協力した方に謝礼を物品で渡した場合、購入した物品の領収書のみで足りるか。	P22
Q46 出演料を支払っている出演者に対する飲食物の提供等は補助対象となるか。	P22
Q47 商店街関係者が保有する空き地、空き店舗等をイベント会場として使用した場合の会場使用料は補助対象となるか。	P22
Q48 イベント来場者のための駐車場賃借料は補助対象となるか。	P22
Q49 商店街関係者へのアルバイト経費は認められるか。	P23
Q50 アルバイト賃金の基準単価は、1時間あたり東京都最低賃金(100円未満端数切捨て)が限度額であるが、実績報告で単価が東京都最低賃金(100円未満端数切捨て)を超えていた場合の取扱いはどうなるのか。	P23

(7) 「保険料」について

Q51 イベント事業の「保険料」の対象となる期間はどのようになっているか。	P23
Q52 イベント実施の際に補助対象となる保険の種類はどのようなものか。	P23

(8) 「収益事業」について

Q53 模擬店の商品やそれに係る材料の購入費用は補助対象となるか。	P23
Q54 イベントの「協賛金」や、収益事業の「売上・収入」の取扱いはどうなるか。	P23
Q55 イベントで焼きそばを200円で100食販売したところ、50食は商店街が発行した「100円割引券」を使用して購入されたものだった。この場合の収益の扱いはどうなるのか。	P24
Q56 模擬店の売上げを全てチャリティとしてボランティア団体に寄付するが、模擬店実施にかかる経費は補助対象となるか。	P24
Q57 イベントでフリーマーケットを行う際の出店料は、模擬店の売上・収入と同様に補助対象から差し引くのか。	P24

(9) 「イベント写真」について

Q58 総額20,000円の撮影代は、10,000円が補助対象で、残りの10,000円が補助対象外となるのか。	P24
Q59 領収書やチラシ等で確認できれば、実績報告の際に写真は必要ないか。	P24
Q60 実績報告の際に写真の提出が必要とのことだが、どこまで撮影すればよいのか。	P24

(10) 「物品購入」などについて

Q61 年度始めや年度末の事業に要した費用で、領収書の日付が年度をまたがる場合でも補助対象となるか。	P24
Q62 領収書の宛先は、上様でも良いか。	P25
Q63 オンラインショッピングで購入した場合の見積書は、購入画面をプリントしたものでかまわないか。	P25
Q64 イベント来場者のケガや病気に備えて医薬品を購入した場合、補助対象となるか。	P25
Q65 補助対象外の文具等とはどういうものか。	P25
Q66 中古品を購入した場合、補助対象となるか。	P25
Q67 イベント用にレンタカーを借りた場合、レンタル料とガソリン代は補助対象となるか。	P25
Q68 イベントに使用する物品等を購入するため電車やバス等の公共交通機関を利用したが、交通費は補助対象となるか。	P25
Q69 契約書等に貼付する収入印紙は補助対象となるか。	P25
Q70 イベントで使用する光熱水費は補助対象となるか。	P25
Q71 代金支払時にポイントカード等でポイントを取得しても構わないか。	P26

(11) 「光の祭典連携イベント事業」について

Q72 「イルミネーション装飾のみ」といったイベント事業も補助対象となるか。	P26
Q73 「イルミネーション装飾」などの委託経費が100万円を超える場合、見積書は何社分必要か。	P26
Q74 イルミネーション装飾のみを行う事業も事前周知が必要なのか。	P26
Q75 イルミネーション装飾の期間は、長期間でもかまわないか。	P26

6 商店街装飾灯等維持補修事業・商店街イメージアップ事業

(1) 「商店街装飾灯等維持補修事業」について

Q76 交付申請時に提出する議事録の作成上の留意点について。	P26
Q77 交付申請時に提出した見積り業者以外の業者で工事を実施した場合についても補助対象となるか。	P26
Q78 球切れした電球の交換にかかる経費は補助対象になるか。	P27
Q79 街路灯の建替え・補修は、年度途中で申請できるか。	P27

(2) 「商店街イメージアップ事業」について

Q80 商店街マップを作成する際、地域の名所・観光地の掲載は補助対象となるか。	P27
Q81 フラッグは何年使用すれば交換可能か。	P27

7 共通事項

Q82 口座振込みの場合も、領収書が必要か。	P27
Q83 実績報告に提出する領収書は原本か。	P27
Q84 領収書に収入印紙は必要か。	P27
Q85 任意商店街(会)における国の補助事業の対象要件(国基準充足)に必要な書類とは何か。	P27
Q86 クレジットカードの使用禁止について	P28
Q87 補助金の支出にはどれくらいの日数がかかるのか。	P28

8 補足

Q10 補足	備品台帳の作成例	P29
Q10 補足	新・元気を出せイベント事業とイメージアップ事業のフラッグ作成上の具体的な違いについて	P30
Q18 補足	イベントチラシ・ポスター・立看板等の表示例について	P31
Q32 補足	景品の当選状況を確認する書類の作成例について	P32
Q36 補足	記念品の配布状況を確認する書類の作成例について	P33
Q45 補足	イベント協力者へ物品の謝礼を渡したことを証明する書類の作成例について	P34
Q62 補足	領収書の例について	P35
Q76 補足	街路灯維持補修の交付申請時に提出する議事録の作成例について	P36 P37
Q85 補足	任意商店街(会)における国の補助事業の対象要件(国基準充足)に必要な書類とは何か。	P38

1 補助対象者

Q1 酒販組合や食肉事業共同組合など商店街を越える小売業の業種別組合等は補助対象となるか。

A1 「新・元気を出せ商店街事業」は業種別振興ではなく、商店街の振興を図る事業です。よって、業種別組合による事業は補助対象外です。

2 共催・実行委員会

Q2 町会等商店街以外の団体と共催でイベントを行った場合、補助対象となるか。

A2 補助対象となる共催事業は、複数の商店街等のみが実施主体となる事業に限定します。よって、実施主体に商店街等以外の団体(町会等)が含まれる場合は補助対象外です。

なお、共催の形ではなく、商店街等が実施主体として開催するイベント事業へ地域の団体等が参加する場合は、商店街等が負担する経費について補助対象となります。

Q3 運営委員会を設置して区民参加型の「夏まつり」を実施するが、補助対象となるか。

A3 商店街が行うイベント事業、また、複数の商店街が共同して行うイベント事業が補助対象となりますが、それ以外のものは補助対象となりません。

したがって、上記のような場合で、運営委員会に商店街関係者が名前を連ねているというだけでは補助対象外です。商店街として主体的に関わる場合にはQ4を参考にしてください。

Q4 実行委員会に分担金を拠出する場合は補助対象となるのか。

A4 その分担金について、実行委員会での用途が不明な場合は補助対象外となります。しかし、実行委員会の収支報告などにより用途が明確な場合は、実行委員会の総事業費に占める補助対象経費の割合に応じて分担金の一部を補助対象とします。

3 補助率・補助限度額

Q5 イベント事業は、1商店街あたり1か年度に申請できる回数の制限があるが、補助率及び補助限度額はどうか。

A5 1事業あたりの補助率及び補助限度額がそれぞれのイベント事業ごとに適用されます。

4 事業の内容変更

Q6 事業(イベント)の名称や内容を変更する場合はどうすればいいのか。

A6 事業(イベント)の名称、内容、実施期間の変更をする場合は必ず、各ブロックの担当者に連絡をしてください。

なお、交付決定後に変更する場合、内容によっては承認の手続きが必要となる場合、中止として扱わざるを得ない場合があります。なるべく早く担当にご連絡ください。

5 新・元気を出せ商店街イベント事業・商店街連携イベント

(1) 「事業周知」について

Q7 「広告宣伝事業のみ」、「フラッグ装飾のみ」といったイベント事業も補助対象となるか。

A7 販売促進のためにチラシ・ポスター等の作成のみを行う事業やフラッグ掲揚のみの事業は、対象外となります。

Q8 イベント事業の一環として「商店街マップ」を作成した場合、イベント名を明記していないものでも補助対象となるか。

A8 イベント名と商店街名、期間等がプリントされた、そのイベントだけに使用するものは補助対象です。一般的な商店街マップは、足立区商店街イメージアップ事業で申請してください。

Q9 チラシ・ポスター等を商店街で手作りする場合、用紙は補助対象となるか。

A9 使用枚数が確認できる場合のみ補助対象です。

Q10 イベントに合わせて商店街フラッグ、ユニフォーム等を製作する場合、どのようなものが補助対象となるか。

A10

- ① そのイベントだけに使用するものであること。(イベント名、イベント期間、商店街名明記)
- ② イベント名、商店街名を明記。備品台帳(作成例は29ページ)を整備し、廃棄、数量等管理している。

- ① ②いずれかの要件を満たす場合のみ補助対象となります。

一般的な商店街フラッグ、ユニフォーム等は、足立区商店街イメージアップ事業で申請してください。足立区新・元気を出せ商店街イベント事業と足立区商店街イメージアップ事業のフラッグ作成上の具体的な違いは30ページをご覧ください。

Q11 イベントを円滑に実施するために商店街会員向けに発行する案内チラシ等は補助対象となるか。

A11 内部事務であり補助対象外です。

Q12 チラシ・ポスターに、補助事業と無関係な内容を掲載している場合は、補助対象となるのか。

A12 当該イベントの周知に要する経費が対象なので、原則として掲載することはできませんが、以下の①②両方の要件に当てはまるものに限り、補助対象とします。

- ① イベント実施商店街が主催する事業等の情報であること。(他の商店街、協力団体等の他団体の情報は掲載不可)

- ② チラシ等の印刷面積の1/10以下であること。(1/10を超えた場合は全額を補助対象外とし、面積按分の一部を補助対象とすることはできません)

なお、不明な点は、各ブロック担当にご確認ください。

Q13 街区内でのイベントに加え、動画撮影をする場合は、補助対象となるか。

A13 当該商店街の街区内でリアルにイベントを実施しつつ、その様子などを動画で撮影・配信する場合は、動画の撮影や編集に必要な経費も補助対象となります。(備品購入に係る経費は除く)。

ただし、恒常的な商店街 PR 動画は、イベント事業として補助対象外になります(イメージアップ事業をご活用ください)。

Q14 イベントの周知として SNS を活用した場合は、補助対象となるか。

A14 商店街のアカウントの開設や運用については、経常的な経費として補助対象外になります。

ただし、以下の事例等であれば、補助対象として認められます。

- ・イベント専用アカウントの開設及び運用に要する経費
- ・イベントを周知するにあたり、文章の考案、投稿日時の選定及び投稿用の画像編集等、SNS の運用に関して専門的なサポートを受ける経費
- ・商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)以外(いわゆるインフルエンサー等)に、イベント情報の周知を依頼した場合に要する経費

(2)「会場設営・運営委託」について

Q15 悪天候などでイベントが中止になった場合は、かかった経費は補助対象となるのか。

A15 イベントが中止になった場合、チラシ等をすでに配布していたとしても、そのイベントに関連する経費はすべて対象外となります。ただし天災地変でイベント自体が直前もしくは途中で中止になった場合、すでに実施している周知費用、購入済みの記念品・景品代などについて補助対象になる場合があります。

中止(一部中止を含む)となる場合は決定後すぐに(休みの場合は次の営業日に)ブロック担当までご連絡ください。

《天災地変の範囲》

- ① 大雨・洪水・大雪等警報
- ② 警戒レベル3相当以上
- ③ 熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報)
- ④ 熱中症警戒アラート(熱中症警戒情報)
- ⑤ その他知事が特別に認めたもの

Q16 警備委託等の経費は補助対象となるか。

A16 イベントの実施期間に限り警備等を委託する場合は補助対象となります。

(3) 「景品・記念品」共通

Q17 抽選会や福引の景品、来街者に配布する記念品は事前に周知していなくても補助対象となるか。

A17 景品や記念品はチラシやポスター等で不特定多数の者にあらかじめ周知しているものが補助対象となります。チラシやポスター等にQ18の内容を明記し、会場に掲示してください。掲示がないと補助対象外です。周知している様子の写真もご提出ください。

Q18 チラシ・ポスターを作成するとき、抽選会景品・記念品について、どのように記載すれば良いのか。

A18 景品については、品名・本数を必ず明記してください。記載された本数以上に景品を出しても、超えてしまった分については、補助対象外ですのでご注意ください。末等についても、品名・本数を記入願います。また、記念品については、品名・配布数及び配布条件(来街者に先着〇〇人に無料配布等)を明記してください。

※景品の品名は具体的な名称のものとし、例えば5,000円相当の電化製品のような書き方は補助の対象外となります。景品及び記念品について記載したチラシ・ポスターは現物もしくは見本を提出してください。具体的な表記方法は31ページをご覧ください。

Q19 すでに抽選会景品や記念品の品名や本数を記載したチラシなどを作成したが、後に変更があった場合、変更があった景品・記念品は補助対象となるか。

A19 変更後の抽選会景品や記念品を記載したポスターなど(手書き可)で、不特定多数の来街者に事前周知した場合には補助対象となります。ただし、撮影した変更後のポスターなどの写真及び現物、もしくは見本を実績報告の際に必ず提出してください。

Q20 景品・記念品としての供与を禁止している商品は補助対象となるか。

A20 商品の販売事業者やテーマパークチケット等の発行元が、景品・記念品としての供与を禁止している場合、補助対象外となります。

Q21 イベント事業の景品(記念品)としてデジタル通貨・商品券等は認められるか。

A21

①商店街が発行するデジタル通貨・商品券等

紙発行の商店街商品券と同等、期限を定めて商店街の会員店舗で換金された分のみ補助対象

②区市町村が発行するデジタル通貨・商品券等

○利用期限が無期限の場合

紙の区市町村内商品券と同様に、当選者に配布された時点で補助対象

○利用期限がある場合

失効した場合、区市町村の歳入となるため、期限を定めて換金された分のみ補助対象

※区市町村単位の商店街連合会が実施するイベントの場合は1の扱いとする。

③全国的・汎用的なデジタル通貨・商品券等

○利用期限が無期限の場合

期限内に換金されなかった分は現金と同等の扱いになるため、補助対象外
期限を定めて換金された分のみ補助対象

○利用期限がある場合

失効した際に、区市町村や商店街、連合会等の歳入とならなければ、補助対象
区市町村や商店街、連合会等の歳入になる場合は、期限を定めて換金された分のみ補助対象

(4) 「景品」について

Q22 景品購入額の制限はあるか

A22 「景品表示法」において、抽選会等の景品は総額や単価の最高額が制限されています。

【共同懸賞】(商店街振興組合や30会員以上の任意商店会)

景品類限度額	
最高額	総額
取引価額に関わらず30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%

【一般懸賞】(30会員未満の任意商店会)

懸賞に係る取引価額	景品類限度額	
	最高額	総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る 売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

※「売上予定総額」の算出方法

懸賞期間中の売上予定総額は合理的な説明ができるものであることが必要となります

例① A商店街は

500円の買い物につき、1枚の抽選補助券を配布することとし
抽選補助券を10,000枚用意して、すべて配布する予定であり
抽選補助券1枚あたり800円の買い物がされると見込んでいる場合
⇒800円×10,000枚=800万円(売上予定総額)

例② イベント実施期間中の一人当たりの平均買い物額を3,000円と見込んでいて
期間中の来街者数を5,000人と予想している場合

⇒3,000円×5,000人=1,500万円(売上予定総額)

また区のとて要綱においても、景品単価及び総額の制限を設けています。

単価…1万円まで 総額…90万円まで

Q23 単価12,000円の景品について、10,000円が補助対象で、残り2,000円が補助対象外となるのか。

A23 そのとおりです。

Q24 年間を通して行われる商店街のイベント(朝市、夕市等)に参加して集めるスタンプカード等を抽選参加や景品交換の対象としてもよいか。

A24 「新・元気を出せ商店街事業」で補助するイベントは、原則として不特定多数の誰もが参加できる期間を限定したイベントであることを前提としています。これは、イベント補助の目的が新規の顧客を獲得し来街者を増やすことで商店街を活性化させようというところにあるからです。したがって、こうした年間イベントへの参加回数を条件とするようなものは補助対象外です。

Q25 ポイントカードの満点カード等を利用して行うガラポン抽選会等は、補助対象となるか。

A25 「新・元気を出せ商店街事業」のイベントは、原則として、不特定多数の誰もが参加できるイベントであることを前提としています。ただし、下記3点全てを満たし、ポイントカード等の満点カードを活用した場合は、景品購入費に限り補助対象とします。

- ①商店街としてポイントカード事業が実施されており、会計報告が適正になされていること。
- ②ポイントカード等を所有しない者も含め、誰もが参加できる抽選会を実施していること。
(ポイントカード等の所有者以外に対する抽選会参加資格の付与条件が、「現金の支払い」のみの場合は、「誰もが参加できる」とは認められません。)
- ③満点カード等の参加者について、当該カード等回収金額を対象経費から差し引くこと。
(回収金額を「売上・収入」として取り扱ってください)

Q26 景品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象となるか。

A26 景品は特定行為の優劣等により提供するもの(抽選会やじゃんけん大会等によりもらえる商品)であり、参加者を募るために、おのずと景品の等級に差をつけざるを得ません。

よって、景品購入費に限り、下記要件をすべて満たす場合は、補助対象となります。

- ①「もれなく」や「全員に」の個数周知が景品の末等に限られていること。
- ②他の等級すべての個数周知が適正に行われていること。
- ③くじの総数から、末等を含めた景品配布総数が把握できること。

Q27 景品について、「等級及び当選者を確認できるもの」が必要とのことだが、すべての当選者の名前や住所を確認することになるのか。

A27 すべての景品において、当選者の名前や住所を確認する必要はありません。ただし、金券、日帰りバスツアーなど景品の中でも高額なもの(景品の単価が税込1万円以上のもの)は、当選者名簿または当選者の写真を提出してください。

Q28 ビンゴや抽選会等の景品として商店街が発行する商品券等は補助対象となるか。

A28 発行された商店街商品券のうち、換金されていないものは補助対象外です。換金したことを確認できる「商店街商品券交換表」及び商品券の現物もしくは見本を提出してください。

なお、商店街商品券の作成費は、未配布分は補助対象外となります。

Q29 景品を実施主体である商店街の個店から購入する場合、その景品にかかる経費は補助対象となるか。

A29 その商品が、日常的にその店で販売されているものであれば問題ありません。

ただし、日常的に販売していないものや、通常販売している価格より高額なものは補助対象外です。

Q30 抽選会の景品である「日帰りバスツアー」を引率する商店街関係者の交通費や飲食費は補助対象となるか。

A30 商店街関係者にかかる経費は、全て補助対象外となります。また、バスツアーの規模にもよりますが、引率する商店街関係者の人数も5名以内が妥当と思われます。

なお、バスツアー先で行う抽選会等の景品やその他記念品進呈、車内で配布する飲食物も補助対象外です。

Q31 景品の当選者が商店街関係者の場合、その取扱いはどうなるか。

A31 イベント補助の本来の目的は、新規の顧客を獲得し来街者を増やすことで商店街を活性化させようというところにあります。商店街関係者も見方を変えれば顧客という考え方もありますが、あくまで自分たちの商店街の活性化のためにイベントを実施しているという主旨をご理解ください。したがって、仮に商店街関係者が当選したとしても、その景品にかかる経費については当然補助対象外です。

Q32 景品に当選者が出なかった場合、景品の購入費用は補助対象となるか。

A32 景品は、当選した本数のみが補助対象となります。景品の当選状況を確認できる「景品受払簿」を必ず提出してください。具体的な記入方法は、32ページをご参照ください。

Q33 配布実績の確認できない景品は対象外となるのか。

A33 都で「使用実績のないもの」を補助対象外経費と規定しているため、配布実績の確認できない景品購入費は対象外となります。

配布実績については、等級及び当選者数等が明記されたもの(受払簿の具備等)により確認しています。**末等景品等個数の多いもの以外は、原則的に景品1点ごとに当選日時、景品名を記録してください。**

Q34 「富くじ」という名称を商店街のイベントで使用することは可能か。

A34 富くじの販売、取次、授受は法律(刑法187条)で禁止されています。富くじとは、あらかじめ番号の記載された番号札や券を販売し、当選者だけが利益を受けられるもののことです。

①有料くじを販売すること②落選者が財産を失うことが刑法に抵触する要素となっています。富くじに似たもので、福引がありますが、券を販売するのではなく、無料配布等(買物の際に配布)落選者が財産を失うわけではないことから、富くじに該当しません。

また福引のことを富くじと呼称していることがありますが、刑法に抵触する名称を使用することになるので、極力使用を控えるようにしてください。

(5) 「記念品」について

Q35 記念品購入額の制限はあるか。

A35 記念品は、「景品表示法」において、「総付景品」にあたり、取引価格によって記念品の最高額が制限されています。

取引価格	景品類の最高額
1,000 円未満	200 円
1,000 円以上	取引価額の 2/10

例① 来街者先着100名にボールペンをプレゼント

⇒ ボールペンは200円までのもの

例② 3,000円以上買い物した方先着100名に、ジュースをプレゼント

⇒ $3,000円 \times 2/10 = 600円$ (最高額)

Q36 周知した数の記念品を用意したが全部を配布することができなかった場合、記念品の購入費用は補助対象となるか。

A36 記念品は、配布した数のみが補助対象となります。記念品の配布状況を確認できる「記念品受払簿」を必ず提出してください。具体的な記入方法は、33ページをご参照ください。

Q37 記念品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められるか。

A37 景品と異なり、無料配布等の記念品については等級に差をつける必要がありません。よって、記念品購入費では「もれなく」や「全員に」の形の個数周知では補助対象となりません。

Q38 模擬店用に購入した物品が余ったので来場者に無料配布したが、記念品として補助対象に含めていいか。

A38 記念品は、不特定多数の者にあらかじめ個数周知しているものが対象となります。余った物品を無料配布しても、記念品とは見なせませんので対象外となります。

Q39 経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える記念品は補助対象となるか。

A39 記念品は対象外となります。(Q25参照)

(6) 「謝礼・出演料・使用料・賃金」について

Q40 チラシ・ポスター・抽選引換券等の作成・印刷を関係者の友人に依頼した場合、その謝礼は補助対象となるか。

A40 作成・印刷を業としていない個人への依頼にかかる謝礼は補助対象外です。

なお、ポスター等のデザインのみに対して謝礼を支払ったものについては、補助対象です。

Q41 イベント実施の際、近隣住民等に対する迷惑料は補助対象となるか。

A41 迷惑料は儀礼的な経費であり、かつ「補助事業に直接必要のない経費」なので対象外となります。

Q42 行政機関に対する謝礼は補助対象となるか。

A42 行政機関は謝礼を歳入できないため、行政機関が謝礼を受領することはありません。以上の点から行政機関に対する謝礼は補助対象外となります。ただし、行政機関そのものでなく、「行政機関の有志」や「行政機関のサークル」に対する謝礼は、相手方も受領できるため補助対象となり得ます。

Q43 公立学校のサークルや部、クラブに出演のお礼として謝礼を渡す場合、補助対象外となるのか。

A43 サークルや部、クラブに対する謝礼は補助対象となります。
ただし、足立区の場合、教職員が謝礼を現金で受領することはできません。

Q44 イベント実施に際し、近隣挨拶用の手土産は補助対象となるか？

A44 事業実施に直接必要な経費とは認められませんので、補助対象外です。

Q45 イベントに協力した方に謝礼を物品で渡した場合、購入した物品の領収書のみで足りるか。

A45 物品の謝礼については必ず、イベントに協力した方(団体の場合は代表者や担当者)から受領書を記入してもらってください。受領書の書式は問いません。具体的な記入方法は34ページをご参照ください。

Q46 出演料を支払っている出演者に対する飲食物の提供等は補助対象となるか。

A46 出演料は交通費や食事代を含んだものと解していますので、出演者に対する飲食物等の提供は補助対象外です。

Q47 商店街関係者が保有する空き地、空き店舗等をイベント会場として使用した場合の会場使用料は補助対象となるか。

A47 その商店街関係者への謝礼と考えられますので、補助対象外です。

Q48 イベント来場者のための駐車場賃借料は補助対象となるか。

A48 イベント当日の来場者用であることが明らかな駐車場又は駐車スペースの賃借料は補助対象です。ただし、時間貸駐車場などの来場者負担分を商店街が立替える場合や駐車場の所有者が商店街関係者の場合は補助対象外です。

Q49 商店街関係者へのアルバイト経費は認められるか。

A49 実施主体である商店街関係者はもちろん、その同居する親族(同一生計)に対して支出するアルバイト経費も補助対象外です。なお、長時間に及ぶアルバイトについては、休憩時間を設け、その時間分の対価を差し引いてください(労働基準法による)。

また、アルバイトの時間額は東京都の最低賃金を下回らないようにしてください。

(令和7年10月3日現在、東京都の最低時間額は1,226円となっています。最低賃金額は毎年10月に改定されますので確認願います。最低賃金に関する問い合わせは、東京労働局または、労働基準監督署へお問い合わせください。)

Q50 アルバイト賃金の基準単価は、1時間あたり東京都最低賃金(100円未満端数切捨て)が限度額であるが、実績報告で単価が東京都最低賃金(100円未満端数切捨て)を超えていた場合の取扱いはどうなるのか。

A50 基準単価を超えた場合、東京都最低賃金(100円未満端数切捨て)までの部分が補助対象ですので、令和7年10月3日現在は、1,200円までの部分が補助対象です。

(7)「保険料」について

Q51 イベント事業の「保険料」の対象となる期間はどのようになっているか。

A51 イベント期間をイベントの準備から撤去までとし、その期間の保険料が補助対象となります。具体的には、ステージや櫓等の設営からその撤去までとします。

Q52 イベント実施の際に補助対象となる保険の種類はどのようなものか。

A52 イベントは不特定多数の人が参加するので事故等があった場合に賠償等多額になる恐れがあります。そのため、イベント主催者の責任として不測の事態に備えて保険に入ることは必要であると考え、賠償責任保険及び傷害保険に限り補助対象とします。イベント中止の際に保険金が給付される保険は、もっぱら商店街の内部に対するものであるため補助対象外です。

(8)「収益事業」について

Q53 無料の模擬店の商品やそれに係る材料の購入費用は補助対象となるか。

A53 抽選会や福引の景品、来街者に配布する記念品と同様、模擬店の商品やそれに係る材料、機器のレンタル料についても、補助対象となります。また、模擬店会場においても、全ての商品名、個数などを掲示してください。掲示がないと補助対象外となる場合があります。周知している様子の写真もご提出ください。

Q54 イベントの「協賛金」や、収益事業の「売上・収入」の取扱いはどうなるか。

A54 イベントの事業費全体のうち、補助対象となる経費から「協賛金」や「売上・収入」を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、企業などからの「協賛金」があった場合やイベントで商店街に「売上・収入」があった場合などは、その内容が分かる書類(収益事業売上確認書)を必ず実績報告書に添付してください。

Q55 イベントでやしそばを200円で100食販売したところ、50食は商店街が発行した「100円割引券」を使用して購入されたものだった。この場合の収益の扱いはどうなるのか。

A55 商品等の対価として実際に現金で支払われた部分のみを収益とします。つまり、100食販売したうちの現金売上げ15,000円が収益となります。

Q56 模擬店の「売上・収入」を全てチャリティとしてボランティア団体に寄付するが、模擬店実施にかかる経費は補助対象となるか。

A56 地域・社会貢献の重要性の観点から、補助対象となります。ただし、他の模擬店と同様に、寄付分(=売上・収入)は補助対象経費から控除します。

Q57 イベントでフリーマーケットを行う際の出店料は、模擬店の「売上・収入」と同様に補助対象から差し引くのか。

A57 フリーマーケット会場の賃借料や整備費等を補助対象に含めている場合は、出店料を補助対象から差し引くこととなります。

(9) 「イベント写真」について

Q58 総額20,000円の撮影代は、10,000円が補助対象で、残りの10,000円が補助対象外となるのか。

A58 そのとおりです。

Q59 領収書やチラシ等で確認できれば、実績報告の際に写真は必要ないか。

A59 確認資料として写真の提出は必須となります。写真がない場合、補助対象外ですのでご注意ください。

Q60 実績報告の際に写真の提出が必要とのことだが、どこまで撮影すればよいのか。

A60 景品の写真(特に高額なものは必ず)、事前周知をしているチラシ・ポスター、レンタルした物品、模擬店の販売風景、記念品配布風景、イベント風景などを撮影してください。

(10) 「物品購入」などについて

Q61 年度始めや年度末の事業に要した費用で、領収書の日付が年度をまたがる場合でも補助対象となるか。

A61 当該年度内のものに限り補助対象となります。3月下旬～4月上旬にイベント実施を予定している商店街はご注意ください。例えば、イベント日が4月1日の場合、事前周知は3月中になるので、領収書の日付が4月であっても補助対象外です。また、3月中に発行した商店街金券については、使用期限が3月中のもののみ補助対象です。実施を予定している商店街はご注意ください。

Q62 領収書の宛先は、上様でも良いか。

A62 宛先は、必ず正式な商店街名をお願いします。また、但し書きに、品名・単価・数量を必ず記載ください。商品名が多い場合は内訳書・納品書を添付してください。今まで以上に内容が重要です。不備のある場合は、補助対象外です。具体的な領収書の例については、35ページを参考にしてください。

Q63 オンラインショッピングで購入した場合の見積書は、購入画面をプリントしたものでかまわないか。

A63 客観的に見て内容等が分かるものであればかまいません。

Q64 イベント来場者のケガや病気に備えて医薬品を購入した場合、補助対象となるか。

A64 他との共用が可能なものなので事業実施に直接必要な消耗品とは認められません。よって補助対象外です。

Q65 補助対象外の文具等とはどういうものか。

A65 文具等を全て列挙することはできませんが、筆記用具類、のり・テープ類、はさみ・カッター類、用紙類といった他の商店街事業に供されることが見込まれる文具等は補助対象外です。

Q66 中古品を購入した場合、補助対象となるか。

A66 中古品を購入しても差し支えありません。ただし、耐用年数等を考慮して購入してください。なお、故障した際の修理代は補助対象外です。

Q67 イベント用にレンタカーを借りた場合、レンタル料とガソリン代は補助対象となるか。

A67 宣伝カーなどの特殊な車両のレンタルについては補助対象としますが、単なる運搬用の車両は補助対象外となります。また、ガソリンの燃料は使用量が明確でないため原則として補助対象外です。ただし、レンタカーを満タン返す場合は、例外的に補助対象とします。

Q68 イベントに使用する物品等を購入するため電車やバス等の公共交通機関を利用したが、交通費は補助対象となるか。

A68 交通費は補助対象外です。

Q69 契約書等に貼付する収入印紙は補助対象となるか。

A69 収入印紙は印紙税法に基づく税金であるので補助対象外です。

Q70 イベントで使用する光熱水費や暖房用の燃料は補助対象となるか。

A70 使用量を明確に示すことができるものについては、補助対象になります。

Q71 代金支払時にポイントカード等でポイントを取得しても構わないか。

A71 補助対象経費でポイントを取得する行為は、補助金を利用した反射的利益の享受に当たります。原則として、代金支払時にはポイントカード等を利用しないようお願いします。なお、ポイントを取得した場合は、取得したポイント分を補助対象経費から差し引きます。

(11) 「光の祭典連携イベント事業」について

Q72 「イルミネーション装飾のみ」といったイベント事業も補助対象となるか。

A72 イルミネーション装飾のみを実施する事業については、イベント性があることを鑑み、商店街自らが企画運営に携わることを条件に補助対象とします。申請の際に商店街で作成した「企画書」を必ず提出してください。

Q73 「イルミネーション装飾」などの委託経費が100万円を超える場合、見積書は何社分必要か。

A73 同一仕様で3社分必要です。申請の際に提出してください。また、イルミネーション装飾を委託する業者への支払いについては、100万円を超える場合は口座振り込みで対応してください。

Q74 イルミネーション装飾のみを行う事業も事前周知が必要なのか。

A74 新・元気を出せ商店街イベント事業と同様に、事前周知が必要です。装飾内容、点灯期間や点灯時間を必ず周知してください。

Q75 イルミネーション装飾の期間は、長期間でもかまわないか。

A75 原則、3ヶ月以内としてください。また、装飾期間の設定は、「光の祭典」開催期間と重なるように実施してください。

6 商店街装飾灯等維持補修事業・商店街イメージアップ事業

(1) 「商店街装飾灯等維持補修事業」について

Q76 交付申請時に提出する議事録の作成上の留意点について。

A76 議事録作成にあたっては、「装飾街路灯の工事を行うことの決定」及び「見積りをどの業者にするかの決定」をした議事録と、見積りを行った結果、「工事をどの業者に依頼するかの決定」をした議事録はそれぞれ別に作成してください。具体的な作成方法は36～37ページを参考にしてください。(イメージアップ事業についても同様に事業を行うことの決定、業者の決定の議事録を作成してください。)

Q77 交付申請時に提出した見積り業者以外の業者で工事を実施した場合についても補助対象となるか。

A77 より安価な経費で施工できる業者であれば、そこに工事委託しても結構です。

Q78 球切れした電球の交換にかかる経費は補助対象になるか。

A78 LED電球からLED電球に交換する場合は補助対象です。
LED化していない街路灯の球交換費用は補助対象外です。

Q79 街路灯の建替え・補修は、年度途中でも申請できるか。

A79 原則として、途中申請は認められません。腐食の進みがひどく倒壊の危険がある場合のみ、検討させていただきます。その場合は至急ご連絡ください。

(2) 「商店街イメージアップ事業」について

Q80 商店街マップを作成する際、地域の名所・観光地の掲載は補助対象となるか。

A80 マップの内容は、商店街の地図や店舗紹介等の掲載が原則補助対象となります。ただし、地域の名所・観光地や公共施設などをマップに表示することにより、商店街への集客力につながり、地図としての利便性が図れるものは補助対象となります。校正段階でご相談ください。

Q81 フラッグは何年使用すれば交換できるのか。

A81 前提として5年は使用していただくのが原則です。しかし劣化が激しい場合はご相談に乗りますので、ご連絡ください。(ただし最低2年は使用していることが条件です。)

7 共通事項

Q82 口座振込みの場合も、領収書が必要か。

A82 不要です。街路灯維持補修事業とイメージアップ事業については、費用の支払いは必ず業者指定の金融機関に振り込む形式でお願いします。

したがって、①見積書、②契約書、③納品書、④請求書のほか、必ず⑤振込書も提出してください。なお、イルミネーション装飾などの連携イベントを委託する業者への支払いについては、100万円を超える金額の場合は口座振り込みで対応してください。(Q73参照)

Q83 実績報告に提出する領収書は原本か。

A83 領収書は写しを提出してください。原本は商店街にて保管しておいてください。納品書、請求書等についても同様です。

Q84 領収書に収入印紙は必要か。

A84 購入した品物の金額に応じて必要な場合もあります。必要な場合に貼られていない領収書については補助対象外になりますので、ご注意ください。契約書等についても同様です。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

Q85 任意商店街(会)における必要書類は何か。

A85 ①会則 ②役員名簿 ③過去24箇月分の決算報告書の3点になります。詳細は38ページをご覧ください。

Q86 クレジットカードの使用禁止について。

A86 ポイントという利益を享受させてしまう可能性が高く、使用日と引き落とし日が異なるため、使用はしないでください。

クレジットカード支払いの場合は補助対象外となります。

Q87 補助金の支出にはどれくらいの日数がかかるのか。

A87 原則は実績報告を提出頂いてから1ヵ月～2ヵ月程度で補助金の振込をいたしますが、書類に記入漏れなどがある場合はその限りではありません。

新・元気出せイベント事業補助金 質疑応答集（Q10の補足）

Q10 イベントに合わせて商店街フラッグ、ユニフォーム等を製作する場合、下記の例のようなものが補助対象となります。（下図a参照）なお、毎年同じイベントで使用するイベント名入りフラッグ、ユニフォームなどは必ず、備品台帳を作成して管理をしてください。（下図b参照）
一般的な商店街フラッグは、足立区商店街イメージアップ事業で申請してください。（下図c参照）

新・元気を出せ商店街イベント事業で補助対象となる例

a



「イベント名」「イベント期間」
「商店街名」が表示されている。
（1回限りの利用で使用後廃棄）

b



毎年同じイベントで使用するために作成されたもので、「イベント名」「商店街名」が表示されており、備品台帳により、購入枚数、現在の枚数、廃棄枚数等の管理がされているもの。

※イベント名は申請時の名称、商店街名は正式名称の表示が必要です。

新・元気を出せ商店街イベント事業で補助対象とならない例

c



商店街名のみの場合、備品台帳が整備されていない場合はイベント補助の対象外となります。

◎商店街名だけのフラッグは「イメージアップ事業」で申請してください。

イベントチラシ・ポスター・立看板等の表示例

〇〇〇商店会
ガラポン抽選まつり
 令和〇〇年〇月〇日商店街会館にて開催



抽選会景品		
特賞	デジタルカメラ	3本
1等	自転車	5本
2等	タラバガニ	10本
3等	お米	50本
残念賞	箱ティッシュ	500本

無料模擬店

焼そば	100食分
フランクフルト	100食分

先着で300名の方に
 商店会特製ボールペンを無料配布！

●月●日～●月●日に商店街加盟店で
 ●●●円以上お買い上げの方に抽選券プレゼント

商店街名は「正式名称」を、
 イベント名は「申請時の名称」を
 それぞれ明示してください

抽選会景品
 「景品名」「本数」
 を明示してください

模擬店
 「食品名」「配布数」
 を明示してください
 ※無料である時はその旨も明示してください

来街者記念品
 「記念品名」「配布数」
 「有料か無料か」
 を明示してください
 ※「もれなく」や「全員に」では補助対象外です

景品受払簿(作成例)

【商店会名 : 〇〇商店街】
 【イベント名 : 〇〇ガラポン抽選会】
 【代表者名 : 理事長 (または会長) 〇〇 〇〇 印】

景品購入			当選状況	
景品等級	景品名	個数	当選者数	残景品数
1等	お米	10	10	0
2等	お菓子詰合せ	30	30	0
3等	タオル	100	90	10
景品等級ごとに、景品名称・個数を記載してください。			当選者数・残景品数を必ず記載してください。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <p>【重要】 当選日時を記載する書式については、東京都からの通知があり次第、作成例を用意します。</p> </div>				
合 計		140	130	10

記念品受払簿(作成例)

【商店会名 : 〇〇商店街】

【イベント名 : 〇〇商店街 夏祭り】

【代表者名 : 理事長(または会長) 〇〇 〇〇 印】

記念品購入			
記念品名	個数	配布個数	残個数
ボールペン	1,000	950	50
記念品ごとに、品名・個数・記載してください。		配布個数・残記念品数を必ず記載してください。	
合計	1,000	950	50

領収書の例

良い例

領収書

(1) 〇〇〇商店街振興組合 様

金額 68,250円

(2) 但し チラシ印刷代として
13.65円×5,000枚 A3判 2色刷り

(3) 令和7年12月1日 上記正に領収いたしました。

〇×印刷店
住所 足立区中央本町〇丁目〇番〇号
(代表者名、代表者印)

収入
印紙

収入印紙
金額によって必要な場合もあります。(原則5万円以上)

宛名
商店街の正式名称を記入してください(上様、商店街通称名、略称は不可)。店名や個人名は入れないでください。

悪い例

但し書き
品名・単価・数量が分かるように記入してください。
品名が多い場合は、別紙内訳書・納品書を添付ください。不備のある場合は、補助対象外となります。

領収書

~~上~~様

金額 10,000円

但し ~~品代として~~

7年12月1日 上記正に領収いたしました。

〇×印刷店

発行日
元号も記載が必要です。

領収書発行者の住所
発行者が特定できるよう、住所の記載も必要です。

Q76 補足：議事録作成例①（「装飾街路灯の工事を行うことの決定」と「見積りをどの業者にするのかの決定」の議事録）

☆☆商店街〇〇〇議事録		〇〇〇には、何の集まりかを記入してください。 (例：総会、理事会、役員会など)
1 日 時	令和〇〇年△△月××日 (〇)	
2 場 所	☆☆商店街事務所	〇〇には事業内容（例：撤去に伴う建替え事業、補強(補修)事業、塗装塗替え等事業など）を記入してください。
3 出席者	足立 太郎 千住 次郎 梅島 三郎 綾瀬 四郎 島根 五郎 梅田 六郎 栗原 七郎 関原 八郎	この議事録の内容は、 (1) <u>事業を実施するかどうかについて</u> (2) <u>実施する場合の見積業者の選定</u> の2点です。
4 議 題	商店街装飾灯〇〇事業の実施と見積業者選定について	
5 議事内容	(1) 当商店街装飾灯〇〇事業を実施するかどうか (2) 事業を実施する場合の見積業者の選定	会議を行った結果、決定した事項を記入して下さい。 <u>事業を行う場合は、行う理由、行う事業、見積業者3社、見積業者3社を選んだ理由を必ず記入</u> してください。
6 決定事項	(1) 設置後〇〇年経過し、老朽化が激しくなったため来街者の安全を確保するためにも、当商店街の装飾街路灯の〇〇事業を実施する。 (2) 事業実施により以下の見積業者を選定した。 ① 株式会社あだち . . . 街路灯点検を依頼している業者 ② せんじゅ株式会社 . . . 他の商店街からの紹介 ③ 有限会社さくら . . . 電話帳から検索	商店街名、代表者の肩書、氏名を記入し、押印してください。(振興組合は理事長印、振興組合以外は代表者の私印)
〇〇商店街 会長 足立 太郎 印		次ページ(37ページ)の内容の議事録とともに提出してください。

Q76 補足：議事録作成例②（「工事をどの業者に依頼するか」の議事録）

☆☆商店街〇〇〇議事録

- 1 日 時 令和〇〇年△△月※※日（×）
- 2 場 所 ☆☆商店街事務所
- 3 出席者 足立 太郎 千住 次郎 梅島 三郎 綾瀬 四郎
島根 五郎 梅田 六郎 栗原 七郎 関原 八郎
- 4 議 題 商店街装飾灯〇〇事業の業者決定について

5 議事内容
 (1) 令和〇〇年△△月××日（〇）の会議で実施決定した当商店街の装飾灯〇〇事業の見積結果と、その結果に伴う業者の決定について

- 6 決定事項
 (1) 業者3社の見積結果は以下のとおりである。
 ① 株式会社あだち . . . ￥1,000,000 -
 ② せんじゅ株式会社 . . . ￥1,200,000 -
 ③ 有限会社さくら . . . ￥1,300,000 -
 (2) 見積の結果、最安値である株式会社あだちに当商店街の装飾灯〇〇事業を依頼することとした。

〇〇商店街
 会長 足立 太郎 印

〇〇〇には、何の集まりかを記入してください。
 （例：総会、理事会、役員会など）

議事録作成例①の日付よりも後に設定してください。

〇〇には事業内容（例：撤去に伴う建替え事業、補強（補修）事業、塗装塗替え等事業など）を記入してください。

この議事録の内容は、前回会議の決定事項（実施決定と見積業者選定）を受けて、
 (1) 見積りをとった結果、工事をどの業者に依頼するか の1点です。

前回会議で見積りを依頼することとした見積業者の見積り結果の記載と、見積りの結果、どの業者に事業を依頼するかを記入してください。

商店街名、代表者の肩書、氏名を記入し、押印してください。（振興組合は理事長印、振興組合以外は代表者の私印）

前ページ（36ページ）の内容の議事録とともに提出してください。

①「任意団体の会則」について

補助金の対象となる商店街（任意団体）とは、「組織的な活動を行っていること」が必要であり、「会則が存在し、その会則に沿った運営がなされていること」で、組織的な活動を行っているものと判断しています。

よって、会則は総会等での合意に基づき制定されているものを提出することが必要です。

また、紛失等により最新の会則がない場合、総会（臨時総会）で再度制定してください。

②役員名簿について

最新の役員名簿を提出してください。なお、役員の変更等が生じた場合は、速やかに役員変更届の提出をお願いします。

③過去24箇月分の決算報告書の考え方

◆ 商店街（任意団体）の事業期間が年度の場合

（1）令和6年度＜令和6年4月～令和7年3月＞に係る決算報告書

（2）令和5年度＜令和5年4月～令和6年3月＞に係る決算報告書

ただし、イベント事業の申請書提出時において、令和6年度＜令和6年4月～令和7年3月＞に係る決算報告書が提出できない場合は、上記（2）の決算報告書に加えて、令和4年度＜令和4年4月～令和5年3月＞に係る決算報告書を提出してください。

なお、上記（1）の決算報告書が時期の到来により総会等で承認がなされた際は、速やかに令和6年度分の決算報告書を提出してください。

◆ 商店街（任意団体）の事業期間が暦年の場合

（3）＜令和6年1月～令和6年12月＞に係る決算報告書

（4）＜令和5年1月～令和5年12月＞に係る決算報告書